

## 第1号議案

### 平成30年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,141千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,914,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月18日提出

北はりま消防組合  
管理者 西脇市長 片山 象三

## 第2号議案 要旨

### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

平成30年人事院勧告において、民間給与との較差を考慮して、初任給及び若年層を重点に給料表の水準の引き上げを勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

##### (1) 第1条関係

ア 公安職俸給表（一）に準じて給料表を改定し、初任給及び若年層を重点に引き上げを行うこと。

イ 勤勉手当の支給月数を0.05月分の引き上げを行うこと。

##### (2) 第2条関係

ア 6月、12月の期末手当の支給月数を均等にすること。

イ 第1条関係に規定する6月、12月の勤勉手当の支給月数を均等にすること。

#### 3 施行期日

(1) 第1条関係 公布の日（平成30年4月1日から適用）

(2) 第2条関係 平成31年4月1日

## 第3号議案 要旨

### 北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

北はりま消防組合署所配置計画に基づき、平成31年4月1日から多可町内を3出張所体制とし、西脇消防署の管轄とすることから、北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第29号）の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

##### 第4条関係

- (1) 西脇消防署の管轄区域を西脇市及び多可町一円とすること。
- (2) 多可消防署をなくすこと。

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

## 第4号議案 要旨

### 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更（要旨）

#### 1 協議理由

平成31年5月1日から篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

#### 2 協議内容

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち「篠山市」を「丹波篠山市」に名称を変更することに伴う兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更

#### 3 施行期日

平成31年5月1日

## 第5号議案

### 平成31年度北はりま消防組合一般会計予算

平成31年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,585,056千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成31年2月18日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三